



緊 急 要 望 書

群馬県知事 大澤 正明 様

1. 放射性物質を含む下水汚泥等の取扱い及び放射線量の測定基準等に関することについて

去る3月11日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故は、放射性物質の汚染に係る農産物の出荷停止や風評被害など、本県にも大きな影響を与えています。とくに、下水処理施設や浄水施設で、汚泥から国の基準を超える高い濃度の放射性物質が相次いで検出された問題では、その処理をめぐり、セメント製造会社等の処分委託先から受け入れを拒否される等、各自治体では頭を悩ませてきました。

平成23年6月16日、政府の原子力対策本部から、ようやく当面の汚泥処理方針が発表されたものの、処理方法にあたっての明確な基準は示されていないことから、汚泥焼却灰等の処理が遅々として進んでおらず、その保管場所も限界に近付きつつある現状にあります。

今後も、流域下水や公共下水の各処理施設から日々発生する汚染汚泥を適切に処理することが、市民の生活住環境を保全するうえで、地方行政の使命であることから、放射線量の扱いと併せ、次の事項について早急に対応されるよう要望いたします。

- (1) 群馬県において、下水・浄水処理施設から発生する汚染汚泥の統一的・具体的な処理方法を早期に示すこと。
- (2) 放射線物質を含む下水汚泥等の処理に伴う財政的負担については、原因者負担の原則を免れるものではなく、安易に市町村にその負担を求めることなく群馬県としての良識ある見解を示すこと。
- (3) セメント製造会社等で受け入れ不能となった汚泥や高濃度の焼却灰等の処分先についても、群馬県としての責任ある対応を図ること。

- (4) 群馬県において、統一的・具体的な放射線量の測定基準及び判断基準を早期に示すこと。
- (5) 国と連携して、早期に群馬県内各地域の土壌汚染状況を調査・評価した上で、その状況に応じた対策を講じること。

2. 市立特別支援学校の群馬県への移管に関することについて

特別支援教育に対しましては、保護者の理解が増したことに併せ、全国的に、障がいをもった子供の教育環境の一層の向上が求められてきています。群馬県内を見ても、特別支援学校の整備にあたっては、現在、西北毛地域への設置の必要性が強く叫ばれております。

さて、市立特別支援学校の群馬県への移管につきましては、学校教育法の規定に則り、かねてより本会要望として、その実現を求めてきたところではありますが、先般の知事のご英断によって群馬県への移管が進められることとなったことは、まずもって感謝申しあげる次第であります。

現在、群馬県と関係6市との間では、移管に向けての協議が行われる等、着々と準備が進められている状況を踏まえ、過日、群馬県より移管条件として、施設整備に要した債務については、当該市において償還することが示されたところであります。関係6市としましては、そもそもこういった債務については、将来の受益者を見据えた「世代間負担の公平性」の考え方に基づいて捉えるべきであり、移管後の設置者において対応をなすべきものと考えております。

つきましては、市立特別支援学校の群馬県への移管にあたり、次の事項について早急に対応されるよう要望いたします。

- (1) 関係6市の市立特別支援学校については、群馬県への完全移管を早期に実施すること。また、施設整備に要した債務については、設置者の責任として群馬県で負担すること。さらに土地、建物等財産関係については、関係6市とよく協議した後、適切な対応を図ること。なお、移管にあたっては、これまでの6市における特別支援教育の各々の特色や実情について、十分に配慮すること。

- (2) 特別支援学校未設置地域においては、長距離による通学バスを余儀なくされていることから、未設置地域からの要望には的確に応えること。

平成23年 7月 19日

群馬県市長会

会 長 清 水 聖 義